

指定居宅介護・重度訪問介護 重要事項説明書

※本事業所では、契約者に対して「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づく居宅介護・重度訪問介護を定期要します。当サービスの利用は、原則として「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づく介護給付費支給決定を受けた方が対象となります。

目次

1. 事業運営法人
2. 事業所の概要
3. 事業実施地域
4. 営業時間
5. 職員の体制
6. 当事業所が提供するサービスと利用料金
7. サービスの利用に関する留意事項
8. サービス実施の記録について
9. 損害賠償について
10. 事故発生時の対応について
11. 苦情の受付について

社会福祉法人 成光苑
ケア・オフィス 舞夢
当事業所は京都府の指定を受けています。
(京都府指定 第 261270324 号)

20240401

1.事業運営法人

名 称	社会福祉法人 成光苑
所 在 地	大阪府摂津市千里丘3丁目16-7
代表者氏名	理事長 高岡國士
設 立 年 月	昭和49年7月3日

2.事業所の概要

事業所の種類	指定身体障がい者居宅介護・重度訪問介護事業 平成24年3月16日 京都府 2612700324号
事業の目的	「障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に従い、契約者がその有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的とする。
事業所の名称	ケア・オフィス 舞夢
事業所の所在地	京都府舞鶴市字桑飼上小字深田1088-1
電話番号	0773-83-0221
管理者氏名	上野由香子
事業所の運営方針について	「障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づき、契約者が生きがいをもてる健全で安らかな生活を保障するとともに「障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に定める所の事業所として、まごころと思いやりを大切にそして地域に愛される施設作りをめざし、専門的なサービスを適切かつ計画的に提供し、ご満足いただけるご利用に結び付けることを最も大切な使命とします。
開設年月日	平成17年10月13日
事業所が行っている他の業務	居宅介護支援事業所 平成17年10月13日指定 京都府指定 262700388号 地域密着型介護老人福祉施設 平成20年11月1日指定 舞鶴市指定 2692700053号 短期入所生活介護 平成20年11月1日指定 京都府指定 262700388号 認知症対応型共同生活介護 平成20年11月1日指定 舞鶴市指定 2692700053号 介護予防支援事業所 令和6年4月1日指定 舞鶴市指定 262700388号

3.事業実施地域

舞鶴市

4.営業時間

営業日	365日
サービス提供時間	7時～22時

5.職員の体制

〈主な職員の配置状況〉 ※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職 種	常 勤	非常勤	指定基準
1.管理者	1名	0名	1名
2.サービス提供責任者	1名	1名	1名
3.居宅介護従事者	2名	1名	1.5名
① 介護福祉士	3名	1名	
② 初任者研修1級	0名	0名	
③ 初任者研修2級	0名	2名	
④ 初任者研修3級	0名	0名	

当事業所では、契約者に対して指定居宅介護等を提供する職員として、上記職種職員を配置しています。

6.当事業所が提供するサービスと利用料金

(1)「居宅介護計画書」とサービス内容（契約書第3条・第4条参照）

当事業所では、下記のサービス内容から「居宅介護計画」を定めて、サービスを提供します。「居宅介護計画書」は、市町村が決定した居宅介護の「支給量」（「受給者証」に記載してあります）と契約者の意向や心身の状況を踏まえて、具体的なサービス内容や契約者に対するサービス実施日などを記載します。「居宅介護計画書」は、契約者や家族に事前に説明し、同意をいただくとともに、契約者の申し出により、いつでも見直すことができます。

〈サービス区分及びサービス内容〉

①身体介護（ご家庭に訪問し、入浴や排せつ、食事などの介助をします）

- ・入浴介助・清拭・洗髪…入浴の介助や清拭や洗髪などを行います。
- ・排せつ介助…排せつ介助、おむつ交換を行います。
- ・食事介助…食事の介助を行います。
- ・衣服の着脱の介助…衣服の着脱介助を行います。
- ・その他必要な身体介助を行います。

※医療行為は行えません。

②家事援助（ご家庭に訪問し、調理、洗濯、掃除などの生活の援助を行います）

- ・調理…契約者の食事の用意を行います。
- ・洗濯…契約者の衣類等の洗濯を行います。
- ・掃除…契約者の居室の掃除や整理整頓を行います。
- ・買い物…契約者の日常生活に必要な品物の買い出しを行います。
- ・その他関係機関への連絡など必要な家事を行います。

※預貯金の引き出しや預け入れは行いません。（預貯金通帳・カードはお預かりできません）

※契約者以外の方の調理や洗濯、契約者以外の方の居室や庭等の掃除は原則として行いません。

③通院等介助

- ・通院の介助を行います。

④重度訪問介護

- ・入浴、排せつ、食事等の介護又は調理、洗濯、掃除等の家事援助を常に総合的に行います。

⑤その他、必要に応じて健康や日常生活上の状況をお伺いし、生活上のご相談や助言を行います。

(2) 契約者負担額（契約書第5条参照）

介護給付費によるサービスを提供した際は、サービス利用料金（厚生労働大臣の定める額）のうち9割が介護給付費の対象となります。事業者が介護給付費等の給付を市町村から直接受け取る（代理受領する）場合、契約者負担分として、サービス利用料金全体の1割の額を事業者にお支払いいただきます。（定率負担または契約者負担額といいます。）なお、定率負担または契約者負担額の軽減等が適用される場合は、この限りではありません。障害福祉サービス受給者証をご確認ください。

〈2人のホームヘルパーにより訪問を行った場合〉

1人のヘルパーによる介護が困難とみとめられる場合等で、契約者の同意のもと2人のヘルパーでサービスを提供した場合は、2倍の契約者負担額をいただきます。

〈契約者負担額の上限等について〉

介護給付費対象のサービス契約者負担額は、市町村が上限を定めています。そのため、これらのサービスのご利用状況により、当事業所への月々の契約者負担額は変わることがあります。本事業者が代理受領を行った介護給付費額は、契約者に通知します。

〈償還払い〉

介護給付費額は事業者が代理受領を行わない場合は、市町村が定める介護給付費基準額の全額をいったんお支払いいただきます。この場合、契約者に「サービス提供証明書」を交付します。（「サービス提供証明書」と「領収書」を添えてお住まいの市町村に申請すると介護給付費が至急されます。）

(3) サービス利用にかかる実費負担額（契約書第5条参照）

サービス提供に要する下記の費用は、介護給付費支給の対象ではありませんので実費をいただきます。

①通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用された場合は、サービスの提供に際し、お住まいと当事業所との間の交通費として下記料金をいただきます。

通常事業の実施地域を超える地点から片道5kmまで150円、5km以上10kmまで300円、以降5km毎に50円加算。

②「通院介助」においてホームヘルパーに公共交通機関などの交通費のほか、入場料、利用料金等が必要な場合（サービスご利用時にその都度いただきます。）

③契約者は、サービス提供についての記録を閲覧することができますが、複写物を必要とする場合には実費（10円/枚）をご負担いただきます。（月～金曜日、祝祭日を除く 9時～18時）

(4) 契約者負担額及び実費負担額のお支払方法（契約書第5条参照）

前記(2)及び(3)の①の料金・費用は、1ヶ月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月25日までに以下のいずれかの方法でお支払ください。（1ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用状況に基づいて計算した金額とします。）

ア.窓口での現金支払い

イ.下記指定口座への振込

京都北都信用金庫 舞鶴中央支店

（名義）社会福祉法人 成光苑 ライフ・ステージ 舞夢

管理者 上野由香子

（店番）072 （口座番号）0503923

ウ.引き落とし・・・京都北都信用金庫、農協協同組合、郵便局

※振込名義人は契約者氏名をご記入ください。但し、
※振込手数料は契約者負担
とします。

(5) 利用の中止、変更、追加（契約書第 6 条参照）

- ①利用予定日の前に、契約者の都合により、居宅介護等計画で定めたサービスの利用を中止又は変更することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者申し出て下さい。
- ②利用予定日の前日までに申し出が無く、当日になって利用の中止を申し出された場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合がございます。但し、契約者の体調不良等やむをえない場合はこの限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	当日の利用料金の 50% (自己負担額相当額)

- ③市町村が決定した支給量及び当該サービスの利用状況によっては、サービスを追加することもできます。
- ④サービス利用の変更・追加は、ホームヘルパーの稼働状況により契約者が希望する時間にサービスの提供ができないことがあります。その場合は、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

(6) 実費負担（交通費等）の変更

実費負担（交通費等）を変更する場合は、原則としてその 2ヶ月前までに説明します。

7.サービスの利用に関する留意点

(1) ホームヘルパーについて

- ・選任されたホームヘルパーの交代を希望する場合には、当該ホームヘルパーが業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対してホームヘルパーの交代を申し出ることができます。但し、契約者から特定のホームヘルパーの指名はできません。
- ・事業者の都合により、ホームヘルパーを交代することがあります。ホームヘルパーを交代する場合は契約者及びその家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないように十分に配慮するものとします。

(2) サービス提供について

- ・サービスは、「居宅介護等計画」に基づいて行います。実施に関する指示・命令はすべて事業者が行います。但し、実際の提供にあたっては、契約者の訪問時の状況、事情、意向等について十分配慮します。
- ・サービス実施のために必要な備品等（水道・ガス・電気を含む）は無償で使用させていただきます。（ホームヘルパーが事業所に連絡する場合の電話を使用させていただきます。）

(3) サービス内容の変更

- ・訪問時に、契約者の体調等の理由により、居宅介護等計画で予定されていたサービスの実施ができない場合には、契約者の同意を得て、サービス内容を変更します。その場合、事業者は変更したサービスの内容と時間に応じたサービス利用料金を請求します。

(4) 受給者証の確認（契約書第 3 条参照）

住所及び居宅契約者負担額、支給量など受給者証の記載内容の変更があった場合は、速やかにホー

ムヘルパーにお知らせください。また、ホームヘルパーやサービス提供責任者が受給者証の確認をさせていただく場合には、ご提示くださるようお願いいたします。

(5) ホームヘルパーの禁止行為

ホームヘルパーは、サービスの提供にあたって、次に該当する行為は行いません。

- ①医療行為
- ②契約者もしくはその家族等からの金銭または物品、飲食の授受
- ③契約者の家族等に対するサービスの提供
- ④飲酒・喫煙及び飲食（移動介助等において契約者の同意を得て契約者と一緒に飲食を行う場合は除きます。）
- ⑤身体拘束その他契約者の行動を制限する行為（契約者又は第三者等の生命又は身体の保護するため緊急やむをえない場合は除く）
- ⑥その他契約者もしくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動及びその他迷惑行為

8. サービス実施の記録

(1) サービス実施記録の確認

本事業所では、サービス提供ごとに、実施日時及び実施したサービス内容などを記録し、契約者にその内容の確認をいただきます。内容に、間違いやご意見があればいつでも申し出ください。なお、居宅介護等計画及びサービス提供ごとの記録は、サービス提供日より5年間保存します。

9. 損害賠償について（契約書第10条参照）

事業者は責任により契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。但し、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められた場合には、事業者の損壊賠償責任を減じる場合があります。

〈損害賠償がなされない場合〉

以下の場合には、契約締結時に、ご自身の責めに帰すべき事由が認められない限り、契約者に生じる損害を賠償いたしません。

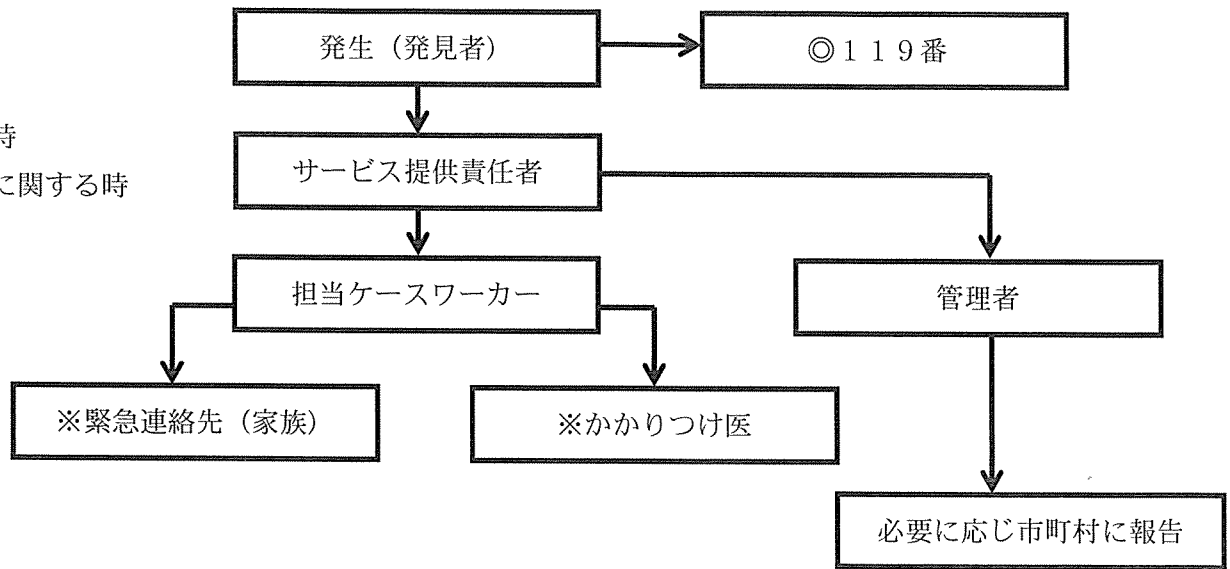
- ①契約者が、契約締結時に、ご自身の心身の状況や病歴について、故意に告げず又は虚偽に告げたことがもつぱらの原因として発生した損害。
- ②契約者が、サービスの実施にあたって必要な時候（その日の体調や健康状態等）を事業者が確認する際に、故意に告げず虚偽に告げたことがもつぱらの原因として発生した損害。
- ③契約者の急な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由をもつぱらの原因として発生した損害。
- ④契約者が、事業者もしくはサービス従事者の指示、依頼に反して行った行為をもつぱらの原因として発生した損害。

10.緊急時・事故発生時の対応について

【在宅訪問時】

◎＝緊急時

※＝体調に関する時



11. 苦情等の受付について（契約書第 17 条参照）

(1) 苦情の受付

当事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

- ・ 苦情受付窓口（担当者） 電話 0773-83-0221
ケア・オフィス 舞夢 （担当）村松なをみ
- ・ 受付日時 月曜日～金曜日 午前 9 時～午後 6 時

(2) 行政機関その他苦情受付窓口

舞鶴市障がい者支援課	所在地 舞鶴市字北吸 1044 番地 電 話 0773-66-1033
国民健康保険団体連合会	所在地 京都市下京区烏丸四条下水銀屋町 620 番地 電 話 075-354-9090
京都府社会福祉協議会 福祉サービス 運営適正化委員会	所在地 京都市中京区竹屋町烏丸東入ル 京都府立総合社会福祉会館 5 階（ハートピア京都） 電 話 075-252-2152

12. 第三者評価機関受審の有無について 受審 無し

平成 23 年 3 月 16 日 施行
平成 25 年 4 月 1 日 一部改訂
平成 27 年 4 月 1 日 一部改訂
平成 29 年 4 月 1 日 一部改訂
平成 31 年 4 月 1 日 一部改訂
令和 6 年 4 月 1 日 一部改訂

指定居宅介護・重度訪問介護サービスの提供を開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

令和 年 月 日

説明者 社会福祉法人 成光苑 ケア・オフィス 舞夢

サービス提供責任者 印

私は、本書面に基づき事業者から重要事項の説明を受け、指定居宅介護・重度訪問介護サービスの提供開始に同意しました

令和 年 月 日

・契約者 住 所

氏 名 印

・代理人 住 所

氏 名 印

別紙 料金表 ケア・オフィス舞夢（居宅介護） 料金表（障がい福祉サービス）

【基本料金の利用者負担額表（1割相当分）】

令和6年4月1日現在

サービス種別	訪問時間（時間/回）	利用者負担金（円/回）
家事援助	30分未満	106円
	30分以上45分未満	153円
	45分以上1時間未満	197円
	1時間以上1時間15分未満	239円
	1時間15分以上1時間30分未満	275円
	1時間30分以上	311円
	以後15分増すごとに	+35円
身体介護	30分未満	256円
	30分以上1時間未満	404円
	1時間以上1時間30分未満	587円
	1時間30分以上2時間未満	669円
	2時間以上2時間30分未満	754円
	2時間30分以上3時間未満	837円
	3時間以上	921円+（30分毎）83円

*【夜間早朝深夜加算】早朝（7時～8時）、夜間（18時～22時） 上記料金に25%割増

*【その他の利用料】利用状況に応じて下記の金額を上記金額とは別にお支払いいただきます。

- ・初回加算…200円/月 新規ご利用者及び過去2カ月間利用が無く再利用される場合、最初の月のみ加算。
- ・緊急時対応加算…100円/回 家族の入院等による緊急要請によりサービスを提供した場合。
- ・特別地域加算…利用者負担額の15%。当事業所は「特別地域（その他）」において運営しているため。
- ・特定事業所加算（Ⅰ）…利用者負担額の20%
- ・特定事業所加算（Ⅱ）…利用者負担額の10%

別紙 料金表 ケア・オフィス舞夢（重度訪問介護）料金表（障がい福祉サービス）

【基本料金の利用者負担額表（1割相当分）】

令和6年4月1日現在

訪問時間（時間/回）	基本料金
1時間未満	186円
1時間以上1時間30分未満	277円
1時間30分以上2時間未満	369円
2時間以上2時間30分未満	461円
3時間以上3時間30分未満	553円
3時間30分以上4時間未満	644円
4時間以上8時間未満	821円+（30分毎）85円
8時間以上12時間未満	1,505円+（30分毎）85円
12時間以上16時間未満	2,184円+（30分毎）81円
16時間以上20時間未満	2,834円+（30分毎）86円
20時間以上24時間未満	3,520円+（30分毎）80円

*【夜間早朝深夜加算】早朝（7時～8時）、夜間（18時～22時） 上記料金に25%割増

*【その他の利用料】利用状況に応じて下記の金額を上記金額とは別にお支払いいただきます。

- ・初回加算…200円/月 新規ご利用者及び過去2カ月間利用が無く再利用される場合、最初の月のみ加算。
- ・緊急時対応加算…100円/回 家族の入院等による緊急要請によりサービスを提供した場合。
- ・特別地域加算…利用者負担額の15%。当事業所は「特別地域（その他）」において運営しているため。
- ・特定事業所加算（Ⅰ）…利用者負担額の20%
- ・特定事業所加算（Ⅱ）…利用者負担額の10%
- ・重度障害者等の場合…利用者負担額の15%
- ・障がい者支援区分4・5・6に該当する者の場合…8.5%